

舞岡しぜん墓園  
指定管理者公募要項

令和8年1月

横浜市健康福祉局環境施設課

## 1 指定管理者制度の趣旨

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、市民サービスの質の向上を図ることを目的として、平成15年6月の地方自治法改正により導入されました。当該改正により、それまで公共団体等に限られていた「公の施設」の管理運営について、企業及びNPO法人等を含む幅広い団体に委ねることが可能となりました。

このたび、供用開始の日から管理運営を行う指定管理者の選定にあたり、次のとおり事業者を広く公募します。

## 2 公募の概要

### (1) 対象施設

舞岡しぜん墓園

施設の詳細については別添「施設概要書」を参照してください。

### (2) 指定期間

供用開始の日から令和14年3月31日まで（5年間を予定）

※ 供用開始日は令和9年4月1日を予定しています。供用開始が遅れた場合でも指定管理期間は令和14年3月31日までとなります。

### (3) 指定管理者の公募、選定及び指定（「5 公募及び選定に関する事項」参照）

横浜市は、「横浜市墓地等の指定管理者の候補者の選定等に関する要綱」に基づき公募を行い、「横浜市墓地及び納骨堂に関する条例」（以下「条例」という。）第22条第1項に基づき設置される「横浜市墓地等指定管理者選定評価委員会」（以下「選定評価委員会」という。）において、書類及びヒアリング等に基づく審査を実施し、応募者の中から舞岡しぜん墓園の設置目的を最も効果的に達成することができると認められる団体（以下「指定候補者」という。）及び指定候補者を指定管理者として指定できない場合に指定候補者に代わって指定候補者となる団体（以下「次点候補者」という。）を選定評価委員会の意見を尊重して選定します。

選定結果は、応募者に対して速やかに通知し、選定の経過及び結果は、指定管理者選定後、健康福祉局ホームページへの掲載等により公表します。

その後、横浜市会の議決を経て、指定管理者として指定されます。

### (4) 問合せ先

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

横浜市健康福祉局企画部環境施設課

電話： 045（671）4387 Fax： 045（664）6753

E-mail : [kf-kankyo@city.yokohama.lg.jp](mailto:kf-kankyo@city.yokohama.lg.jp)

## 3 指定管理者が行う業務

横浜市墓地及び納骨堂に関する条例第19条に定める事業の実施にすること。

(詳細は、別添「業務基準書」参照)

#### 4 舞岡しぜん墓園における指定管理業務の概要

##### (1) 施設の設置目的

舞岡しぜん墓園は、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）の規定による埋葬及び焼骨の埋蔵又は収蔵並びに祭しを行うため」（横浜市墓地及び納骨堂に関する条例第 1 条）に設置される施設です。

##### (2) 目的達成の手段

上述の目的を達成するために、次のことを実施します。具体的な実施事業は次項のとおりとなります。

ア 施設の運営に関する業務

イ 施設の維持管理に関する業務

ウ その他の業務

##### (3) 実施事業（具体策）

ア 施設の運営に関する業務

- (ア) 芝生型納骨施設の納骨、銘板設置等に伴う指導、監督等業務
- (イ) 合葬式各納骨施設の納骨等業務
- (ウ) 各種申請等の受付、内容確認業務
- (エ) 墓地台帳の管理及び使用者管理システム入力業務
- (オ) 利用者の相談受付、情報提供業務
- (カ) 災害時等への対応
- (キ) 管理事務所の運営業務
- (ク) 駐車場の維持管理及び運営に関する業務
- (ケ) 手数料の収納業務
- (コ) 管理料の収納業務（芝生型納骨施設のみ）

イ 施設の維持管理に関する業務

- (ア) 施設及び設備の維持保全及び管理に関する業務
- (イ) 清掃業務
- (ウ) 備品管理業務
- (エ) 保安警備業務
- (オ) 環境衛生管理業務
- (カ) ゴミ収集業務

ウ その他の業務

- (ア) 事業計画、事業報告及び自己評価に関する業務
- (イ) 市が実施する業務への協力

- (ウ) 個人情報の取り扱い
  - (エ) 情報公開に関する業務
  - (オ) 隣接する舞岡八幡山しぜん公園の管理運営業務との連携
  - (カ) 自主事業の実施
- 公募要項等の定めのある事業（指定管理事業）の他に、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、施設の魅力向上、利用促進、利用者サービスの向上等を目的に、指定管理者の責任と費用により自主事業を実施することができます。

詳細については、別添「指定管理者制度における実務手引き」を参照してください。

## エ その他

ア、イ及びウの事業を通じて舞岡しぜん墓園の設置目的を効果的に達成するため、近隣自治会町内会等の団体及び地域住民との交流・連携に関する取組を行います。

## (4) 職員配置及び経費等（施設運営体制）

### ア 職員配置

舞岡しぜん墓園の開園時間中は、常時2名以上の職員体制（うち常勤職員1名以上）を行うものとし、運営に支障が生じることのないよう曜日や時間帯に応じた職員の配置を適切に行うものとします。常勤職員の資格要件はありませんが、当該職員のうち1名を管理運営責任者に定めることとします。

ただし、利用者サービスの向上のため必要があると認める場合は、指定管理者は市長の承認を得て、管理運営体制を変更することができることとします。その場合は、年度協定の締結の際に別途協議します。

### イ 指定管理料

#### （ア） 概要

舞岡しぜん墓園の運営に係る人件費、事務費及び施設管理費等に充てるため、横浜市は指定管理者に対して指定管理料を支払います。施設管理費には、施設の維持保全にかかる清掃、点検及び小破修繕等を含む補修費を含みます。（駐車場の管理運営に係る費用は除く）

指定管理料は、応募の際に提出された指定管理料提案書を元に、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、横浜市の予算の範囲内で、横浜市と指定管理者が協議して決定します（予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。）。指定管理料の支払い時期及び方法等は協定で定めます。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の提案書で示された指定管理料の金額から減額する場合には、管理運営や事業内容等（開館日数や開館時間の変更等を含む。）に関して、横浜市と指定管理者の間で協議を行うこととします。

なお、指定管理者による管理運営の水準が、本公募要項や協定で定めたものに満たなかつた場合には、指定管理料の減額を行う場合があります。減額の基準・手続き等については、協定で定めます。

#### （イ） 指定管理料の上限額

次のとおりとします。

**指定管理料の上限額：78,782千円（1年間）**

※1 指定管理料には、消費税及び地方消費税を含みます。

※2 使用者からの使用料及び管理料収入による利用料金制は採用しません。ただし、駐車場の利用に関する料金（以下「利用料金」という。）についてのみ利用料金制を導入します。

※3 指定管理料の上限額は、長期的な維持管理水準を基に経費見込額を算出したものです。

(ウ) 賃金水準の変動への対応

提案された人件費のうち給与等、賃金水準の変動による影響を受けるものについては、リスク分担に基づき、当年度及び翌年度の指定管理料に反映していきます（以下、この仕組みを「賃金水準スライド」という。）。

このため、収支予算書等に記入する人件費のうち、賃金水準スライドの対象となるものについては、基礎単価と各年度の配置予定人数を乗じた額を「賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書（様式2-18）」に記入してください。

なお、賃金水準スライドの対象外の人件費については、必要額を積算し、記入してください。

詳細については、別添「指定管理者制度における実務手引き」を参照してください。

(エ) 物価変動への対応

物価の変動に伴う経費の増加については、リスク分担に基づき、横浜市が定める指標を用いて見直し額を算出し、当年度及び翌年度の指定管理料に反映していきます。

詳細については、別添「指定管理者制度における実務手引き」を参照してください。

(オ) 修繕等

建物、設備及び備品等の機能維持に必要な修繕等について、1件あたり100万円未満のものについては、年間の合計金額が200万円の範囲内で、指定管理者の負担により実施することとします。

なお、修繕に係る年間の執行合計金額が200万円を超えた場合は、当該金額を超えた修繕は、横浜市の負担により実施します。また、設備や施設の機能向上に係る改修は、原則として横浜市が実施します。

(カ) 経費の支払い

指定管理料は、応募者から提案いただいた額を基本とし、毎年度（4月1日から翌年3月31日まで）、業務が開始するまでに、横浜市と指定管理者で協議の上、支払時期や方法等を含めて、年度協定において決定します。

(キ) 管理口座等

本業務に係る経理は、団体の経理と区分するとともに、専用の口座を設けて管理してください。

(ク) 市が支払う指定管理料に含まれるもの

- ① 人件費
- ② 施設管理費

- ③ 事務費
  - ④ 公租公課
- (ケ) 指定管理者の収入として見込まれるもの
- ① 駐車場運営による収入
  - ② 芝生型納骨施設の納骨代行業務による収入
  - ③ 合葬式慰靈碑型納骨施設（粉骨タイプ）の粉骨代行業務による収入
  - ④ その他自主事業による収入（自主事業の例：供花、銘板の販売事業）

## ウ 駐車場利用料金及び駐車場運営収入

### (ア) 利用料金収入

利用料金は、指定管理者の収入とし、その収入を駐車場の管理運営に必要な設備の設置費用及び管理運営に要する費用に充てる「利用料金制」を導入します。なお、駐車場の管理運営に必要な設備の設置費用及び管理運営に要する費用は指定管理料には含まれません。

### (イ) 納入金

利用料金の収入見込額から駐車場の管理運営に要する費用（管理運営に必要な設備の設置費用を含む）を差し引いた額を最低保証額として横浜市に納入するものとします。

なお、各年度終了時において、最低保証額に不足が生じた場合は、その差額を指定管理者が補填してください。

また、収入見込額を上回る収入があった場合には、超過分を市と分配し、納入してください。

なお、最低保証額及び分配率については、応募の際に提案していただき、横浜市と指定管理者が締結する年度協定により確定します。（※駐車場の利用時間については、休園日を除く施設の基本開園時間：4月～9月（8時～17時）、10月～3月（9時～16時）、繁忙期（春分・お盆・秋分）（8時～18時）として提案してください。）

納入金については、最低保証額を各年度の翌年4月末までに納入するものとします。

### (ウ) 利用料金の設定

利用料金は、「横浜市墓地及び納骨堂に関する条例」第21条の2で定める額の範囲で提案していただき、横浜市の承認を得て定めることとします。

### (エ) 利用料金の減免

「横浜市墓地及び納骨堂に関する条例施行規則」第22条の2に基づき、利用料金の減免措置を行っていただきます。なお、想定される減免基準を、あらかじめ横浜市と協議の上、定めることとします。

### (オ) 減免処理方法

原則、認証機の設置や無料券の配布等により処理することとしますが、指定管理者の業務負担が少なく、かつ効率的に実施できる方法等について提案することができます。実際の運用方法については、提案に基づき横浜市と協議の上、定めることとします。

## (5) リスク分担

指定期間内における主なリスク分担については、次の表のとおりとします。これ以外のリスクに関する対応については、別途協議するものとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者			
		市	指定管理者	分担(協議)	指定管理者(負担限度付)
物価変動	物価の変動に伴う経費の増加 ※1	○			
	社会情勢の著しい変化による急激な物価上昇等、施設の収支計画に多大な影響を与えるもの			○	
賃金水準	賃金水準の上昇による人件費の増加 ※2	○			
資金調達	資金調達不能による管理運営の中止等		○		
	金利上昇等による資金調達費用の増加		○		
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○	
税制変更	消費税（地方消費税を含む）率等の変更			○	
	法人税・法人住民税率等の変更		○		
	事業所税率等の変更			○	
	それ以外で管理運営に影響するもの			○	
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○			
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○		
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○			
	指定管理者の発案による期間中の変更			○	
組織再編行為等	指定管理者に組織再編行為等が生じたことにより、必要な対応をするために市に発生する費用		○		
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○	
	それ以外のもの		○		
管理運営の中止・中止	市に帰責事由があるもの	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	それ以外のもの			○	
施設等の損傷及び修繕	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	指定管理者が設置した設備・備品		○		
	それ以外のもの (上段：一件当たり、下段：年間合計)				100万円
					200万円
利用者等への損害賠償	市に帰責事由があるもの	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	市と指定管理者の両者、又は被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○	
公募要項等	公募要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○			
不可抗力※3	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○			
	不可抗力による管理運営の中止			○	

※1 物価変動への対応：消費者物価指数（生鮮食品を除く総合・横浜市）の変動率に基づき影響額を算定し、当年度及び翌年度の指定管理料に反映する。

※2 賃金水準変動への対応：神奈川県最低賃金額又は民間給与実態調査（横浜市人事委員会事務局公表）の変動率に基づき影響額を算定し、当年度及び翌年度の指定管理料に反映する。

※3 不可抗力：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ及び感染症等の流行など

## (6) 業務実施上の留意事項

### ア 関係法令等の遵守について

業務を遂行するうえで、関係する法令等を遵守することとします。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

<主な関連法令>

- (ア) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (イ) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）
- (ウ) 墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和 23 年厚生省令第 24 号）
- (エ) 横浜市墓地及び納骨堂に関する条例（平成 5 年 3 月条例第 14 号）
- (オ) 横浜市墓地及び納骨堂に関する条例施行規則（平成 5 年 3 月規則第 24 号）
- (カ) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (キ) 横浜市個人情報の保護に関する条例（平成 17 年 2 月条例第 6 号）
- (ク) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月条例第 51 号）
- (ケ) 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、雇用保険法等）
- (コ) 施設・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等）
- (ナ) 環境法令等（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律等）
- (シ) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）

### イ 業務の基準・評価について

#### (ア) 事業計画書・事業報告書等の提出

指定管理者は、単年度の運営状況だけではなく、指定期間内における継続的改善の仕組みを検討し、毎年度、事業計画書及び事業報告書等を作成し、横浜市に提出します。これらの提出物については、公表することとします。なお、事業計画書及び事業報告書等の内容については、協定等において定めます。

#### (イ) 自己評価の実施

業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、年 1 回以上、自己評価を実施することとします。

#### (ウ) 第三者評価の実施

横浜市では、客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必要な業務改善を行い、サービスの質の向上等を図ることを目的として、第三者評価の受審を指定管理者の義務としています。

舞岡しぜん墓園の指定管理者は、市が定めた共通評価基準に基づき、市が設置した選定評価委員会による評価を受けることとし、これらの結果は横浜市のウェブサイトで公表されます。

なお、受審時期は、原則として指定期間の 2 年目又は 3 年目のいずれかのうち、横浜市との協議により定める時期とし、横浜市から選定評価委員会への出席、資料の提出及び報告等

を求められたときは、これに応じる必要があります。

(エ) 業務の基準を満たしていない場合の措置

横浜市は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示を行います。それでも改善が見られない場合、横浜市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部を停止する場合があります。

この場合、横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引継ぎを行ふものとします。

## ウ 情報管理

(ア) 個人情報の保護について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月28日条例第38号）の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

また、個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人データの開示等の請求について、手続等の統一化を図るため、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の保有する保有個人データの開示等の請求に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「保有する保有個人データの開示等の請求に関する規程」を作成し、保有個人データの開示等の請求に対して適切に対応することとします。

さらに、従事者に対して必要な研修を行うとともに、横浜市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に積極的に参加するものとします。

(イ) 情報公開の実施について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」（平成12年2月横浜市条例第1号）の規定に準じて、情報公開の対応を適切に行うことが必要です。

また、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の情報の公開に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「情報公開規程」を作成し、文書等の開示の申出に対して適切に対応することとします。

(ウ) ウェブサイトについて

a 掲載すべき情報

指定管理者が舞岡しぜん墓園のウェブサイトを設置する場合には、次の情報を掲載することとします。

(a) 指定管理者名

(b) 舞岡しぜん墓園の事業報告書等が掲載されている横浜市のウェブページのリンク

b セキュリティ及び情報ウェブアクセシビリティへの配慮

指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を受発信する場合は、すべての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティを確保するとともに、「ウェブア

クセシビリティ仕様書」に基づき、「JIS X 8341-3:2016 の適合レベル AA」に準拠したウェブアクセシビリティに配慮することとします。

## エ 横浜市政・施策

### (ア) 施設情報の定期的報告

施設・設備の維持保全の状況について、指定管理者が各種点検により確認し、横浜市に報告します。確認及び報告は、横浜市が策定している「維持保全の手引」及び「施設管理者点検マニュアル」に基づいて行います。

### (イ) 災害等発生時の対応

舞岡しぜん墓園は、現段階では横浜市防災計画等に位置付けがありませんが、横浜市防災計画等に位置づけがない場合でも、危機発生時の状況によっては、随時、施設に協力を求める可能性があり、指定管理者はそれに協力するよう努める義務があります。

### (ウ) 廃棄物の対応

施設から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、横浜市の分別ルールに沿って適切に分類を行い、可能な限り資源化していくなど「横浜市一般廃棄物処理基本計画」等に沿った取組を推進することとします。

### (エ) 横浜市中小企業振興基本条例を踏まえた取組の実施

横浜市では、横浜市中小企業振興基本条例（平成 22 年 3 月条例第 9 号）により、市内中小企業への優先発注の徹底に努めています。

指定管理者は、本条例の趣旨を踏まえ、修繕等の発注、物品及び役務の調達等にあたって、市内中小企業への優先発注に努めるものとします。

なお、横浜市は本施策の取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の発注状況についての調査を実施する場合があるため、これに協力してください。

### (オ) 障害者の雇用の促進等に関する法律への対応

指定管理者は、障害者の雇用の促進等に関する法律の基本的理念を踏まえ、障害者雇用の促進に努めるものとします。

なお、横浜市は取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の指定管理者における障害者雇用の状況について調査を実施する場合があるため、これに協力してください。

### (カ) 横浜市暴力団排除条例の遵守

横浜市暴力団排除条例(平成 23 年 12 月条例第 51 号)により、指定管理者は公の施設の利用等が暴力団の利益になると認められる場合、その利用許可等を取り消すことができるとしています。指定管理者は当該条例の趣旨に則り、適正に施設の管理運営を行ってください。

### (キ) その他市政への協力

その他環境対策や区局の運営方針等、市政に関して協力するよう努めることとします。

## オ 市民等への対応関係

### (ア) 苦情・要望について

指定管理者は利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整えることとします。また、苦情・要望処理報告書を作成し、横浜市に適切に報告することとしま

す。

(イ) 事故への対応・損害賠償について

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

- a 指定管理者の責めに帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。
- b 施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちに必要な措置を講じるとともに、横浜市へ遅滞なく報告しなければなりません。
- c 指定管理者は、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応するものとします。なお、対人補償の保険金額は1億円以上とし、横浜市を追加被保険者とします。

(ウ) 利用の継続

業務の開始にあたっては、舞岡しぜん墓園に利用者が現にいる場合は、その継続利用を妨げないこととします。

また、利用者に関する情報は、利用者の同意を得て、指定期間終了時には次期指定管理者に引き継ぐこととします。

(エ) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮の提供

指定管理者は、「障害者差別解消の推進に関する取組指針」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する横浜市職員対応要領」を参考に、障害者差別解消の推進に取り組むとともに合理的配慮の提供を行うこととします。

## カ その他

(ア) 事業の継続が困難となった場合の措置

- a 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

横浜市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、指定の取り消しをすることができるものとします。その場合は横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、次期指定管理者に対して引継ぎを行うものとします。

- b 当当事者の責めに帰することができない事由による場合

横浜市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

(イ) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、横浜市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(ウ) 公租公課

指定管理者は法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性があるため、財政局主税部法人課税課、所轄の県税事務所及び税務署にお問合せください。

(エ) 自動販売機等について

自動販売機等の設置については、行政財産の目的外使用許可の申請を行うものとします。

なお、自動販売機使用にかかる電気料金は、指定管理料で支出する光熱水費からは除外します。

指定管理者が自動販売機業者等から徴収する売上手数料については、指定管理者が当該業者と締結する委託契約書等に規定するとともに、指定管理者の収入として、適正に経理することとします。

(オ) 財務状況の確認

安定的な管理運営が確保されているかを確認するため、横浜市は年度に1回、指定管理者となっている団体（共同事業体の場合は、全ての構成団体）について、選定時と同様の財務状況確認を行います。そのため、各団体から財務諸表等の財務状況について確認できる書類を提出していただく必要があります。

(カ) その他

その他、記載のない事項については、横浜市と協議を行うこととします。

## 5 公募及び選定に関する事項

(1) 公募スケジュール

ア 公募の公表	令和8年1月20日（火）
イ 公募要項の配布	令和8年1月20日（火）から令和8年3月19日（木）まで
ウ 応募説明会及び現地見学	令和8年1月28日（水）
エ 公募要項に関する質問受付	令和8年1月28日（水）、29日（木）
オ 公募要項に関する質問回答	令和8年2月中旬（予定）
カ 応募書類の受付	令和8年3月18日（水）、19日（木）
キ ヒアリング（面接審査実施）	令和8年5月15日（金）
ク 選定結果の通知・公表	令和8年5月下旬（予定）
ケ 指定管理者の指定	令和8年10月（予定）
コ 指定管理者との協定締結	令和8年11月～

(2) 公募手続について

ア 公募の公表

指定管理者の公募について、横浜市のウェブサイトに掲載し、広くお知らせします。

イ 公募要項の配布

(ア) 配布期間

令和8年1月20日（火）から令和8年3月19日（木）まで  
(土、日及び祝日を除く午前8時45分から午後5時まで)

(イ) 配布場所

健康福祉局環境施設課

次のウェブページからもダウンロードできます。

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kakukatsuyou/kenko/list/maioka1-shiteikanri.html>

## ウ 応募説明会及び現地見学

応募方法、応募書類等に関する説明会を次のとおり開催します。応募を予定される団体は、できる限りご参加ください。当日は、本公募要項は配布しませんので、各自でご持参ください。なお、説明会終了後、現地見学の時間を設ける予定ですが、工事中であるため、立入ができない場所があることをご了承ください。

### (ア) 開催日時

令和8年1月28日（水）午後1時から午後2時30分まで（予定）

### (イ) 開催場所

横浜市舞岡地区センター中会議室

（所在地：横浜市戸塚区舞岡町3020、横浜市営地下鉄ブルーライン舞岡駅徒歩4分）

### (ウ) 参加人数

各団体2名以内とします。

### (エ) 申込方法

参加を希望される団体は、令和8年1月27日（火）午後5時までに、E-mailで「舞岡しぜん墓園応募説明会及び現地見学申込書」（様式11）を健康福祉局環境施設課に送付してください。【環境施設課メールアドレス】[kf-kankyo@city.yokohama.lg.jp](mailto:kf-kankyo@city.yokohama.lg.jp)

なお、説明会当日は、駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

## エ 公募要項に関する質問受付

公募要項の内容に関する質問を次のとおり受け付けます。

### (ア) 受付期間

令和8年1月28日（水）午前9時から令和8年1月29日（木）午後5時まで

### (イ) 受付方法

E-Mailで「舞岡しぜん墓園 指定管理者公募要項等に関する質問書」（様式12）を健康福祉局環境施設課に送付してください。

【環境施設課メールアドレス】[kf-kankyo@city.yokohama.lg.jp](mailto:kf-kankyo@city.yokohama.lg.jp)

なお、電話及び窓口でのお問合せには応じられませんので、あらかじめご了承願います。

## オ 公募要項に関する質問回答

令和8年2月中旬（予定）に、次のウェブページで回答を公表します。

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kakukatsuyou/kenko/list/maioka1-shiteikanri.html>

## カ 応募書類の受付

### (ア) 応募書類

「5(4)応募手続について」を参照

### (イ) 受付期間

令和8年3月18日（水）及び令和8年3月19日（木）のそれぞれ午前9時から午後5時まで

(ウ) 受付方法

健康福祉局環境施設課（横浜市役所 15 階）まで、直接ご持参又は記録が残る送付方法（簡易書留等）でご提出ください（受付期間内必着）。

(エ) 提出先

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

健康福祉局環境施設課 舞岡しぜん墓園担当 宛

(3) 審査及び選定の手続について

ア 審査方法

選定評価委員会で審査を行い、その結果に基づき、横浜市長が指定候補者及び次点候補者を選定します。

審査は、応募者の提出書類及び面接審査等に基づき、指定管理者評価基準項目に従い総合的に実施します。また、面接審査ではプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行います。このため、団体の代表者又は代理の方合計 3 名までの出席をお願いします。

面接審査について、応募者には、後日詳細をお知らせいたします。

なお、選定評価委員会による審査及び横浜市長による選定後、横浜市会の議決を経て、横浜市長が指定の通知を行うことにより、舞岡しぜん墓園の指定管理者として正式に指定されます。

イ 選定評価委員会委員名簿（敬称略、50 音順）

氏名	所属等
青山 勉	戸塚区吉田矢部地区連合会 会長
池邊 このみ	千葉大学 グランドフェロー
金子 昭	戸塚区舞岡地区連合会 会長
川端 清道	一般社団法人 日本公園緑地協会 企画調査役
吉川 美津子	葬儀ビジネス研究所 代表
小谷 みどり	一般社団法人 シニア生活文化研究所 所長
関口 雅志	横浜市墓地等設置紛争調停委員会 委員
福地 誠司	日本公認会計士協会神奈川県会 公認会計士

ウ 会議の公開

選定評価委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定評価委員会が判断した場合は、会議の一部又は全部を公開しないこととします。

## エ 評価基準項目について

別添「評価基準書」のとおり

- ※ 財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。
- ※ 指定候補者及び次点候補者となるためには、選定評価委員会の定める最低基準点（加減点項目を除く評価基準項目の合計 115 点満点の 69 点以上）を満たすことが必要です。最低基準に満たない場合は、応募団体が 1 団体のみであっても指定候補者として選定せず、再度公募を行います。
- ※ 「市内中小企業等であるか」及び「本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況」において加点を希望する団体は、「評価基準加点項目に係る申出書」を作成、提出します。提出された申出書の記載内容及び添付資料を施設所管課において確認の上、加点項目を判定します。
- ※ 審査時の委員数が 6 名以上の場合は、第 2 回選定評価委員会において最高点をつけた委員及び最低点をつけた委員を除く残りの委員の採点を合計した点数が最も高い応募団体を指定候補者、次に点数の高い団体を次点候補者とします。最高点あるいは最低点をつけた委員がそれぞれ複数名いた場合は、それぞれ 1 名のみを除いて算出することとします。  
なお、審査時の委員数が 5 名以下の場合は、各委員の採点を合計した点数が最も高い応募団体を指定候補者、次に点数が高い団体を次点候補者とします。
- ※ 評価の結果、同点者が出了した場合（1 位が複数者存在する場合及び 2 位が複数者存在する場合）は、出席委員による同点者のいずれか 1 者を選ぶ決選投票を実施し、決選投票においても票数が同数の場合には委員長の判断により決定します。

#### **オ 選定結果の通知及び応募書類の公表**

選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、横浜市ホームページへの掲載等により公表します。

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/kenko/list/maioka1-shiteikanri.html>

なお、指定候補者の応募書類については、原則として、指定議案の議決後、横浜市ホームページ等に公表します。

#### **カ 指定管理者の指定**

横浜市会の議決後に、指定管理者として指定します。（令和8年10月頃予定）

#### **キ 指定管理者との協定締結**

「6 協定及び準備に関する事項」を参照

#### **(4) 応募手続について**

次の応募書類を「ア」から順に並べ、ファイルやステープラー等で留めず、クリップ留めにした正本1部、写しを5部及び応募団体が特定できないようにしたうえでファイルに綴じた写しを8部を提出してください。また併せて、パンフレットや財務書類を含めた応募書類一式を格納したCD-R1部を提出してください。なお、写しの書類のうち応募団体が特定できない写し8部と写し4部についてはファイル綴りとし、写しの残り1部についてはファイルやステープラー等で留めず、クリップ留めで提出してください。

各書類にはページ数及びインデックスを付けてください。また、用紙サイズは原本でサイズが決まっているもの以外は、A4サイズに統一してください。

ア 舞岡しぜん墓園 指定管理者の応募関係書類（表紙）

イ 指定申請書（様式1）

ウ 事業計画書（様式2-1～様式2-17）及び賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書（様式2-18）

エ 指定管理料提案書兼収支予算書（様式3-1～様式3-3）（※1）

オ 法人の概要（様式4）

カ 役員等氏名一覧表（様式5）

※ 県警照会用エクセルファイルデータ（CD-R）も提出してください。

キ 欠格事項に該当しない宣誓書（様式6）

ク 定款、規約その他これらに類する書類

ケ 履歴事項全部証明書（※2）（法人のみ。応募書類の受付期間の最終日時点の情報がわかるもの。）

コ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書（様式自由）

サ 直近3か年の事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書等

シ 税務署発行の納税証明書「その3の3」（※2、※3）（公募要項の配布開始日以降に発行され

たもの。法人税・消費税及び地方消費税について未納税額の無い証明書になります。)

**ス 横浜市税の納税状況調査の同意書（様式7）（※3）**

応募時点で横浜市に対して納税義務のない団体についても提出の必要があります。なお、指定管理者として指定された後は、この同意書をもとに、毎年度横浜市への納税状況（横浜市の課税状況の有無を含め）について状況調査を行います。

**セ 労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類（※4）**

労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し（直近の1回分）等

**ソ 健康保険の加入を確認できる書類（※4）**

年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し（直近の1回分）等

**タ 厚生年金保険の加入を確認できる書類（※4）**

年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し（直近の1回分）等

**チ 団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規定等）**

**ツ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかるもの**

**テ 評価基準加点項目に係る申出書（様式13）及び障害者雇用計算表（様式13-2）**

加点項目「市内中小企業等であるか」及び「本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況」において加点を希望する団体は、「評価基準加点項目に係る申出書」を作成し、該当項目に係る必要書類を添付の上、提出してください。

障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項による障害者雇用状況の報告義務を有さない事業者であって、加点を希望する場合には、障害者雇用率が2.50%を超えていることを確認するため、様式13に加えて障害者雇用計算表（様式13-2）に必要事項を記入の上、提出してください。

**※1 指定管理料提案書兼収支予算書に本部経費を計上する場合は、本部経費に含まれる費用科目を本社管理経費欄に記載してください。また科目が多岐に渡り本社管理経費欄内への記載が難しい場合は、科目名一覧が記載された別紙を添付してください。**

**※2 同一の区局が所管する複数の施設の選定に応募する場合には、任意の一つの施設への応募書類として原本を添付し、他の応募書類にはコピーを添付することも可とします。その際には、コピーの余白に「原本は○○施設の応募書類（令和●年●月●日に●区局●●課に提出）として添付」と明記してください。**

**※3 収益事業等を実施していないことにより、法人税・法人市民税の申告義務がなくかつ実際に申告税額がない公益法人又は人格のない社団等の場合は「法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（様式8）」を提出してください。**

**※4 各種社会保険への加入の必要がないため、セ、ソ及びタの提出ができない場合は、「労働保険・健康保険・厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書」（様式9）を提出してください。**

## 【注意事項】

### ◎ 共同事業体が応募する場合の応募書類について

共同事業体の形態で応募する場合には、代表団体を決め、代表団体が応募書類を提出してください。また、上記アからエまでに加えて、代表団体を含むすべての構成団体に関する上記オからテまでを提出してください。その際、「オ 法人の概要（様式4）」の次に、以下の2点の書類を添付してください。

オ-a 共同企業体の結成に関する申請書（様式4-2）

オ-b 共同企業体連絡先一覧（様式4-3）

### ◎ 中小企業等協同事業組合が応募する場合の応募書類について

中小企業等協同事業組合として応募する場合には、担当組合員を決めてください。また、上記アからエまでに加えて、すべての担当組合員に関する上記オからテまでを提出してください。その際、「オ 法人の概要（様式4）」の次に、次の書類を添付してください。

オ-c 事業協同組合等構成員表（様式4-4）

### ◎ その他、必要に応じて、追加で書類の提出を求める場合があります。

## (5) 応募条件等について

### ア 応募者の資格

法人その他の団体、又は複数の法人等が共同する共同事業体。（以下「団体」という。）

### イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること
- (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続を行っていないこと。
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、本市から2年以内に指定の取消を受けたものであること
- (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること
- (カ) 選定評価委員が、応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与していること
- (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

※本項目については、提出された「役員等氏名一覧表（様式5）」により、横浜市から神奈川県警察本部に対し調査・照会を行います。

- (ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けている場合においては、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと

### ウ 共同事業体の場合の取扱いについて

共同事業体の場合には、構成する全ての団体が欠格事項のいずれにも該当しないとともに、応

募時に「共同事業体の結成に関する申請書（様式4－2）」及び「共同事業体連絡先一覧（様式4－3）」を提出することとします。また、選定後協定締結時までに、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出することとします。

#### **エ 中小企業等協同組合に関する取扱い**

中小企業等協同組合の場合には、本指定管理業務を担当するすべての組合員が前述の欠格事項のいずれにも該当しないとともに、応募時に「事業協同組合等構成員表（様式4－4）」を提出することとします。また、当該中小企業等協同組合の担当組合員が舞岡しぜん墓園の指定管理者の選定に単体として応募しておらず、かつ、2以上の中小企業等協同組合の担当組合員として応募していないことも必要です。

#### **オ 公募要項の承諾**

応募者は、応募書類の提出をもって、本公募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

#### **カ 接触の禁止**

選定委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

#### **キ 重複応募の禁止**

応募は、一団体につき、一案とします。複数の応募はできません。

また、一つの団体が複数の共同事業体に参加することも認められません。

#### **ク 応募内容変更・追加の禁止**

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定評価委員会が認めた場合はこの限りではありません。

#### **ケ 団体職員以外による、次の行為の禁止**

応募にあたって、応募団体（共同事業体に当たっては構成団体、中小企業等協同組合に当たっては組合員となっている団体）の職員以外が、次の行為を行うことを禁止します。

- (ア) 応募説明会（現地見学含む）への代理出席
- (イ) 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）
- (ウ) 選定評価委員会の面接審査への出席

#### **コ 応募者の失格**

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

- (ア) カからケまでの禁止事項に該当するなど、公募要項に定める手続を遵守しない場合
- (イ) 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

#### **サ 応募書類の取扱い**

応募書類は理由を問わず返却しません。

#### **シ 応募書類の開示**

指定管理者及び指定候補者の応募書類については、「個人情報の保護に関する法律」及び「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなります。

その他、横浜市が必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

## **ス 応募の辞退**

正当な理由がある場合に限り、応募書類を提出した後に辞退することを認めます。その際には、「**辞退届（様式 10）**」を提出してください。

## **セ 費用負担**

応募に関して必要となる費用は団体の負担とします。

## **ソ 提出書類の取扱い・著作権**

横浜市が提示する設計図書（平面図等）の著作権は横浜市及び設計者に帰属し、団体の提出する応募書類の著作権は作成した団体に帰属します。

# **6 協定及び準備に関する事項**

## **(1) 協定の締結**

選定評価委員会による審査及び選定後、横浜市は指定候補者と細目について協議を行い、仮協定を締結します。その後、横浜市会の議決を経て指定管理者として指定された後に、仮協定に基づき基本協定を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

## **(2) 協定の主な内容**

- ア 管理運営業務の範囲及び内容
- イ 法令の遵守
- ウ 管理運営業務実施上の規定等(第三者への再委託、緊急時の対応及び施設の保全・改修等)
- エ 管理運営費用に関する事項（口座管理、指定管理料支払い方法の原則及び光熱水費支払い方法の原則等）
- オ 駐車場運営収入に係る最低保証額及び分配率
- カ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項
- キ 施設の維持保全及び管理に関する事項
- ク 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項
- ケ 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項
- コ 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- サ 指定期間満了に関する事項
- シ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- ス 協定内容の変更に関する事項
- セ その他必要な事項

## **(3) 準備業務**

年度協定発効日（指定期間の開始日）までの期間に、準備業務として、①事業計画書作成業務、②横浜市との連携・調整業務、③開設準備業務を行っていただきます。詳細については指定候補者に提示します。

なお、準備経費として1～2か月分の人物費を横浜市の予算の範囲内で別途委託契約する予定です。

#### <備品等について>

初度調査調達物品（管理事務所内の机・椅子等）については、開園前に横浜市が購入する予定です。

#### (4) 指定候補者及び次期指定管理者の変更

指定候補者は、提出済みの指定申請書及び添付書類の記載内容に変更が生じたときは、関係書類を添えて直ちに横浜市へ届け出るものとします。

横浜市は、指定候補者が、横浜市会の議決を経るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合には、指定しないことがあります。

また、指定候補者が、指定期間開始日までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合及び協議が成立しない場合も、同様となります。

そのような場合には、次点候補者と協議を行い、次点候補者を指定管理者の候補団体として横浜市会に議案を提出します。

また、指定候補者を指定管理者の候補団体として横浜市会に議案を提出した結果、議決が得られなかった場合にも、次点候補者を指定管理者の候補団体として横浜市会に議案を提出することができます。

なお、横浜市会の議決が得られなかつた場合においても、当該施設に係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。また、市会の議決が得られないことにより、施設の管理運営開始が延期となつた場合の損害についても、補償しません。

#### (5) 指定取消及び管理業務の停止等

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために横浜市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずことがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、次のようなものが考えられます。

- ア 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき
- イ 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき
- ウ 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき
- エ 当該施設の指定管理者公募要項に定める資格要件を失ったとき
- オ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- カ 指定管理者の経営状況の悪化や組織再編行為等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき
- キ 指定管理者の指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不適当と判断されるとき
- ク 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないとき
- ケ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵

略、暴動、ストライキ及び感染症等の流行などの横浜市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象を言う）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき

コ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部若しくは一部の停止を求める書面による申し出があったとき

サ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき

シ その他、横浜市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき

指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額、既に支出した指定管理料の返還又は横浜市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることがあります。

また、指定管理者が、横浜市の実施する指名競争入札に参加する資格を有する者であり、指定期間中に「横浜市指名停止等措置要綱」に定める措置要件に該当するときは、同要綱に基づく指名停止を行います。